

議案第78号

小松島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年小松島市条例第12号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月2日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小松島市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年小松島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。